

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病 名	登校・登園・登室停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・带状疱疹（※①）	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳児から幼児については3日※②）を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結 核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

（提出先） 舎 人 第 一 小 学 校

年 組 児童 氏名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

年 月 日から登校してもよいことを証明します

医療機関名

医師名

印

切り取り

登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病 名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

（提出先） 舎 人 第 一 小 学 校

年 組 児童 氏名

受診した病院名

通院した期間 月 日～ 月 日

登校・登園・登室可能と判断された日 月 日

上記の通り相違ありません

年 月 日

保護者名

印

平成27年4月1日改定